岩倉市保健センター事業推進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う健康相談事業等の円滑な推進を図り、市 民の健康の向上に寄与するため一般社団法人岩倉市医師会及び一般社 団法人尾北歯科医師会岩倉地区会(以下「医師会」という。)の助言指 導に対し、市が交付する助成金について必要な事項を定めるものとす る。

(交付の対象及び交付額)

- 第2条 この助成金の交付の対象は、医師会の行う医学的見地からの助 言及び指導とし、1件当たり3,220円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の最高限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 岩倉市医師会

837,000円

(2) 尾北歯科医師会岩倉地区会

273,000円

(助成金の申請)

第3条 助成を受けようとする医師会は、保健センター事業推進助成金 交付申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(助成金の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、医師会に保健センター事業推進助成金決定通知書(様式第2)により速やかに通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条の決定を受けた医師会は、助成事業を完了したときは、速 やかに保健センター事業推進助成金事業実績報告書(様式第3)に事 業実績報告書、歳入歳出決算書(様式第3別紙)及び相談指導件数実 績表を添付して市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、助成事業完了検査を行い、助成金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、助成金を交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、助

成事業完了前に助成額の全部又は一部を概算払又は前金払により支払うことができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成10年4月25日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。